

案件 2 都市計画道路上志段味線について

(1) 関連議案
第13号議案 名古屋都市計画道路の変更

(2) 都市計画変更の理由
上志段味線の事業未着手となっている一部区間について、交通の安全性の向上及び円滑化を図るため、線形の変更及び幅員の変更に伴う一部区域の変更を行うものである。

(3) 都市計画変更の概要

路線名	起 終 点	総 延 長 ／代表幅員	変更概要
3・3・71 号 上志段味線	守山区 大字上志段味字川原 ～ 守山区 大字上志段味字東谷	約 2,380m ／23m	延長約 390m の区間の線形の変更及び幅員の変更に伴う一部区域の追加・削除

(4) 都市計画変更の内容

